

令和3年度



世田谷区

建設業の人材育成 を支援します!!

◇支援の内容◇

建設業の事業承継や後継者の育成、技術力の向上を目的とした取り組みに係る経費を補助します。



◇研修会・講習会等に係る経費の補助◇

研修会や講習会を開催する場合に、講師謝礼や会場使用料、教材費等の経費の一部を補助します。



限度額10万円／回

◇国家資格の受験手数料の補助◇

従業員が建設に関連した国家資格を取得した場合に、受験手数料の一部を補助します。



限度額1万円／一従業員

詳細は裏面をご覧ください

世田谷区建設業人材育成支援事業補助金

区内で建設業を営む中小企業の事業承継、後継者育成、技術力の向上を支援します！

| 補助対象者 | 団体（※1） | 事業者（※2） |
|------------------|--|--|
| 補助対象事業 | 事業承継、後継者育成、技術の習得を目的とした研修会、講習会等 | 従業員の建設に関連した国家資格の取得 |
| 補助対象経費 | 講師謝礼、会場使用料、教材費等 *消費税を除く | 受験手数料（※3） *消費税を除く |
| 補助率 | 補助対象経費の2/3以内 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助限度額 | 10万円/回（年2回まで/一団体） | 2万円/一事業者（1万円/一従業員） ※年1回まで |
| 事務の流れ | ①補助金交付申請書提出 ②補助金交付決定通知書交付 ③事業実施 ④補助金実績報告書提出 ⑤補助金交付請求書提出 ⑥補助金交付 | ①事業実施（国家資格の受験） ②補助金交付申請書提出（国家資格の合格後） ③補助金交付決定通知書交付 ④補助金実績報告書提出 ⑤補助金交付請求書提出 ⑥補助金交付 |
| 申請受付 | 令和4年3月11日（金）まで ※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します） | |
| 備考 | <p>（※1）次の団体又は事業者（※2）5社以上を含む団体で会則等を定めて定期的に会合を行う者。 世田谷区建設団体防災協議会、世田谷建設協会、世田谷電設工業会、世田谷睦水会、玉川建築組合、東京都建設組合世田谷支部、首都圏建設産業ユニオン世田谷支部、東京土建一般労働組合世田谷支部、世田谷区住宅相談連絡協議会、世田谷住相協建設協同組合、東京世田谷電設工業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷東支部、世田谷都市開発建設協会、世田谷建設協同組合、（一社）東京都中小建設業協会世田谷支部、（公社）東京中小建築業協会世田谷支部、世田谷建築組合、（一社）東京都建築士事務所協会世田谷支部、東京都左官職組合連合会世田谷支部、東京都瓦工事職能組合世田谷支部、東京都塗装工業協同組合世田谷支部、世田谷測量設計業協議会、世田谷管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷西支部、（一社）世田谷造園協力会</p> <p>（※2）以下の全てを満たしている者。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であること。 ・日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「D建設業」であること。 ・区内に事業所があること。 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。</p> <p>（※3）当該年度に以下の国家試験を受験し合格した場合に限る。 建築士（1級・2級・木造）、設備設計1級建築士、構造設計1級建築士、技能士（1級・2級）（*対象職種は、試験実施主体が定める「建設関係」に限る。）、施工管理技師（1級・2級）（*対象職種は、土木、管工事、造園、建築、電気工事、建設機械（施工技士）に限る。）、電気工事士（第1種・第2種）、電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）、電気通信主任技術者（伝送交換・線路）、電気通信工事担任者、給水装置工事主任技術者、消防設備士（甲種・乙種）</p> | |
| 問い合わせ先 （受付窓口） | 世田谷区 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL：03-3411-6662（直通） FAX：03-3411-6635 | |

世田谷区建設業人材育成支援事業

検索